

「正当な理由」における日常生活圏域(江戸川区)

H30.4.1

圏域		住所
1	北小岩	北小岩1丁目2~26、2丁目19~25・28~39、3丁目~8丁目
2	小岩	上一色、北小岩1丁目1、2丁目1~18・26・27、北篠崎1丁目、西小岩、東小岩
		南小岩1丁目5~15、2・3丁目、4丁目1~8・10~18、5丁目6~21、6~8丁目
3	鹿骨	興宮町、上篠崎、北篠崎2丁目、鹿骨、鹿骨町
		篠崎町1・2丁目、3丁目2~4・8~15・21~23、5丁目6~8・13・14、7・8丁目、中央3丁目16~19
		新堀、西篠崎、春江町1丁目、2丁目5~11・29・30、東松本、本一色、松本
		南小岩1丁目1~4、4丁目9、5丁目1~5、谷河内1丁目
4	瑞江	江戸川1~3丁目、4丁目1~14、西瑞江3丁目、4丁目4~8、春江町2丁目1~4・12~28・31~50、3丁目
		東瑞江、瑞江
5	篠崎	篠崎町3丁目1・5~7・16~20・24~33、4丁目、5丁目1~5・9~12、6丁目
		下篠崎町、東篠崎、東篠崎町、南篠崎町、谷河内2丁目
6	松江北	大杉、中央1・2丁目、3丁目1~15・20~26、4丁目
		西一之江1丁目、2丁目1~25、3丁目4~8・17~27、4丁目5・11~13、西小松川町、松島
7	松江南	西一之江3丁目1~3・9~16・28~45、4丁目1~4・6~10・14~16、東小松川
		松江1~4丁目、5丁目4~13・26~28、6丁目3~9、7丁目
8	一之江	一之江、西一之江2丁目26~31、西瑞江4丁目1~3・11~27、春江町4丁目、5丁目1・2・7・8
9	船堀	北葛西1丁目1・2・5・15~19、2丁目1~3、船堀1~6丁目、7丁目1~15
		松江5丁目1~3・14~25、6丁目1・2・10・11
10	二之江	一之江町、江戸川4丁目15~20・22~25、5・6丁目、西瑞江5丁目、二之江町
		春江町5丁目3~6・9~31、船堀7丁目16~20
11	宇喜田・小島	宇喜田町、北葛西1丁目3・4・6~14・20~25、2丁目4~29、3~5丁目
		中葛西1丁目1~30・33・35・36・38~49、2丁目4・5・8・9、4丁目2~11、西葛西1~5丁目、6丁目1~11
12	長島・桑川	中葛西1丁目31・32・34・37、2丁目1~3・6・7・10~27、3丁目4~9・22~29
		東葛西1~3丁目、4丁目16~26・56・57、5丁目、6丁目4・17~24・34~37・48~50
13	葛西南部	清新町、臨海町1~4丁目、5丁目2・3、6丁目
14	葛西中央	中葛西3丁目1~3・10~21・30~37、4丁目1・12~20、5~8丁目、西葛西6丁目12~29、7・8丁目
		東葛西4丁目1~15・27~55・58、6丁目1~3・5~16・25~33・38~47、7~9丁目、堀江町、南葛西
		臨海町5丁目1
15	小松川平井	小松川、平井

※ 江戸川区の日常生活圏域は「江戸川区熟年しあわせ計画(老人福祉計画)及び第7期介護保険事業計画」の策定にあたり、従来の7圏域から15圏域に見直しました。